

「ねりまの森の音楽祭」当日パンフレット有料広告掲載基準

「ねりまの森の音楽祭」（以下、「音楽祭」という。）当日パンフレットにおける有料広告掲載に関する基準については、下記のとおりとする。

記

1 掲載基準

広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、広告の内容および広告のデザイン等については、練馬区有料広告掲載・掲出基準（平成 26 年 3 月 17 日 25 練企企第 612 号）を遵守しなくてはならない。

2 広告の規格等

広告の規格、掲載位置、および掲載料は、つぎのとおりとする。

広告名	規格（縦×横mm）	掲載位置	掲載料
1 号広告	30×60	最終面広告欄	8,000円
2 号広告	30×90	最終面広告欄	12,000円

3 広告の数

10 枠（1 号広告 6 枠、2 号広告 4 枠）を目安とする。

4 募集方法

広告掲載者の募集は、原則として区ホームページで行う。ただし、必要に応じて企業へ個別に掲載募集をすることができる。

5 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載を希望する者は、有料広告掲載申込書に広告の内容が分かる書類を添付して区長に提出するものとする。
- (2) (1)により提出された広告の内容に不適切な表現がある場合、区長は修正を求めることができる。

6 広告掲載の決定

- (1) 1 の掲載基準に基づき広告の内容を審査し、広告掲載者を決定する。
- (2) 募集広告枠を超える申込があった場合、下記の基準を満たす者の掲載を優先することとする。基準を満たす者が複数いるときは抽選により決定する。

練馬区の文化芸術振興に資する事業に取り組んでいること。

7 広告掲載料の納付

広告掲載者は、区長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納付するものとする。

8 広告掲載料の還付

納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載者の責によらない理由により広告掲載できない場合は還付する。

9 広告掲載の取消し

広告掲載者が指定した期日までに広告掲載料を納付しない場合または広告原稿を提出しない場合には、区長は広告掲載の決定を取り消すことができる。

10 広告掲載者の責任

- (1) 広告掲載者は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。
- (2) 原稿の作成費用は広告掲載者の負担とする。

11 その他

この基準に定めのない事項については、練馬区有料広告事業に関する基本方針（平成 26 年 3 月 17 日付 25 練企企第 611 号）及び練馬区有料広告掲載・掲出基準（平成 26 年 3 月 17 日付 25 練企企第 612 号）による。